

InternetWeek2007 ～東京でディープに語る4日間

「著作権法の基礎知識」

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

最初に自己紹介

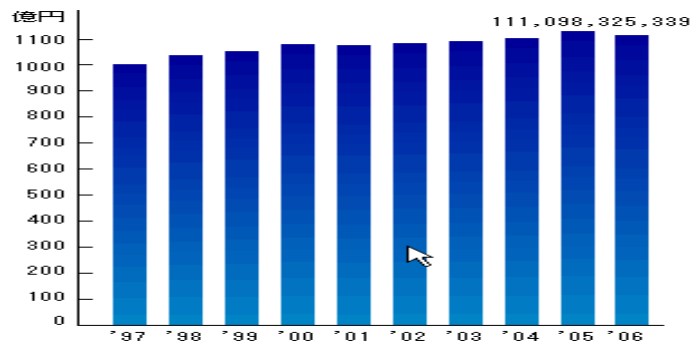
- Winny弁護団事務局長
- 北尻総合法律事務所
 - 06 - 6364 - 0181
 - dan@kitajiri-law.jp
- 専門取り扱い分野
 - 「ITにおける消費者保護」
 - 「ITにおける刑事弁護」
 - 「ITと知的財産」
- 著書 論文
 - 「最新著作権関係判例と実務」知的所有権問題研究会編
民事法研究会
 - 「プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の実務的な問題」

情報ネットワークローレビュー第6巻87頁

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

コンテンツビジネスを取り巻く現状について

■ JASRACのホームページより



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

映画の興行収入

- (社)日本映画製作者連盟のHPより
- 平成18年入場人員数 1億6458万人
- 平成18年興行収入2029億円

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

テレビ

会社	経常利益(百万円)
フジテレビ	50,340
日本放送	34,142
TBS	26,216
テレビ朝日	14,587
テレビ東京	6,990
合計	106,059

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

日本におけるコンテンツビジネスの占める地位

- 平成19年度日本の一般会計予算
 - 829,088億円
- JASRAC平成18年使用料1,111億円
 - 国家予算の約1.3%
- 平成18年興行収入2,029億円
 - 国家予算の2.4%
- キー局5社の連結経常利益合計1,060億円
 - 国家予算の1.2%
- 日本のビジネスにおいて大きな割合を占めるコンテンツビジネス。しかし、著作権法は正しく理解されているのか？

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権っていう権利が無いって知ってますか？

- 著作権というのは、複製権、上演権、貸与権、等の個々の権利(支分権)の総称。
- 支分権毎に保護される範囲や存続期間や権利が制限される範囲が異なっている。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権法って、いろいろな要素がごちゃまぜな法律だったりする。

- 実体法 著作者人格権、著作財産権
- 行政法 裁定利用、登録制度
- 訴訟法 損害賠償額の推定
- 執行法 差止請求権
- 処罰法規 刑事罰

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

まず、法規範のレイヤーを理解しよう

慣習・契約	私人
規則	行政
法律	国会
条約	国家
憲法	? 不明

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

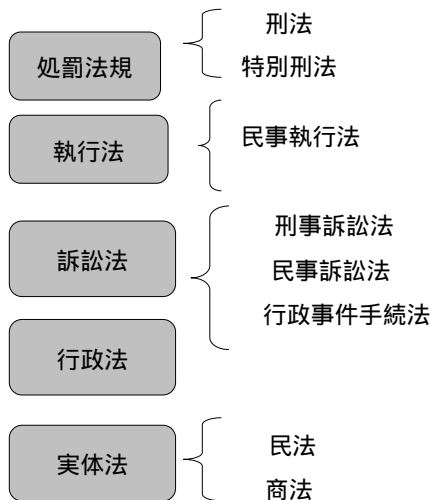
著作権制度のレイヤー

- 憲法 財産権、人格権、表現の自由他
- 条約 ベルヌ条約、万国著作権条約
- 実体法 著作権法
- 規則 著作権法施行規則
- 慣習 パブリックドメイン

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

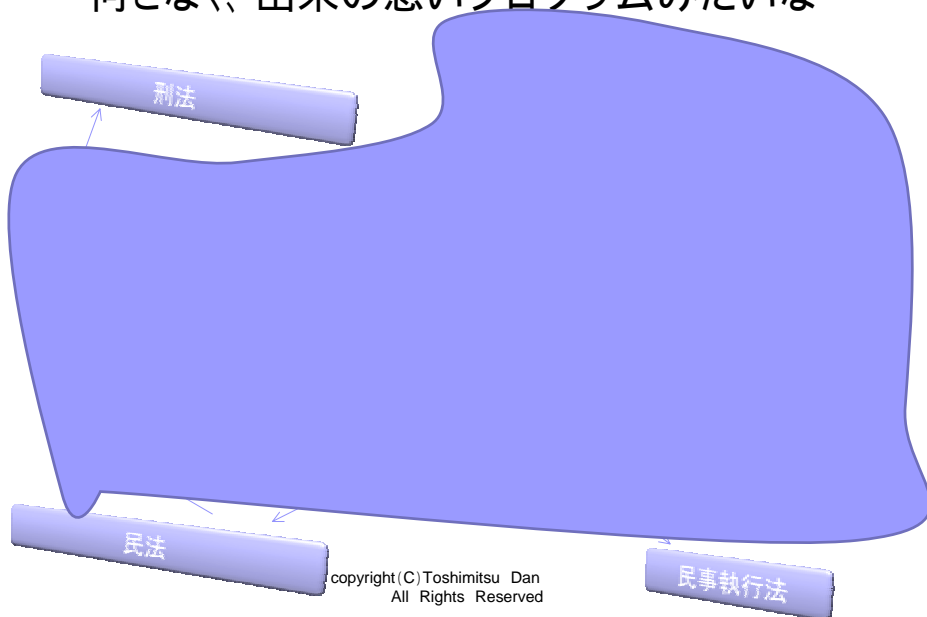
法律のオブジェクト指向

...無理



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

何となく、出来の悪いプログラムみたいな



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作物とはなにか？

- 著作物 = 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 単なるアイデアは保護されない。
- 経済価値がある 著作物性が認められる
- 選択又は構成に創作性があればよい(データベース・編集著作物)
- 人の著作物を利用して創作した場合も著作物(2次著作物)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作物性が否定された事件

- サイボウズ事件・積算君事件
 - ソフトのディスプレイ表示画面の創作性
- YOL事件
 - ニュースの見出しについて
- ゴナ書体事件
 - タイプフェイスの創作性
- 初動負荷理論
 - トレーニング理論

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作者って誰？

- 著作物を創作した人
 - 共同で創作した場合は共同著作物
 - 法人の場合は法人著作物あり
- 著作物として認められるためには、審査・登録等一切手続不要 特許、実用新案、商標、意匠は出願・審査・登録手続が必要
- 映画の場合は、映画制作者に自動的に権利が帰属する

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権っていつまで保護されるの？

- 実名著作物 死亡時から50年
- 変名著作物 公表から50年
- 法人著作物 公表から50年
- 映画著作物 公表から70年

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権保護期間とパブリックドメイン

- パブリックドメインって言っても、中身はいろいろ
 - 無償の使用許諾を認めている。
 - 著作権を放棄したもの できるか自体が問題。
 - 著作権保護期間終了
 - そもそも著作権か？というもの。
- 著作権切れかどうかを判断するには、いろいろな法律が問題となる。
 - 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
 - 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

- 第五条
- いずれかの同盟国の国民であつて、他の同盟国において最初にその著作物を発行したものは、その国において、内国著作者と同一の権利を享有する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

旧著作権法

- 実名著作物 死亡時から38年
- 変名著作物 発表から38年
- 法人著作物 発表から33年
- その後、映画については、50年、70年と延長された。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

サンフランシスコ平和条約

- 第十五条
(c)(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。
(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

(著作権の存続期間に関する特例)

第四条 昭和十六年十二月七日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。)に相当する期間を加算した期間継続する。

2 昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国又は連合国民が取得した著作権(前条の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む。)は、著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。)に相当する期間を加算した期間継続する。

(翻訳権の存続期間に関する特例)

第五条 著作物を日本語に翻訳する権利について、著作権法附則第八条の規定によりなお効力を有することとされる旧著作権法第七条第一項(翻訳権)に規定する期間につき前条第一項又は第二項の規定を適用する場合には、それぞれ更に六箇月を加算するものとする。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

戦時加算

- イギリス、オーストラリア、カナダ、フランス、アメリカの日本における著作権の保護期間には3794日が加算される。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

チャップリン事件

- ライムライトなどの映画について、保護期間が切れているかが争点。
- 裁判所は著作者をチャップリンとした。
- チャップリンの死後38年継続するとした。
- しかしウィキペディアによると
本名: **チャールズ・スペンサー・チャップリン・ジュニア** (*Charles Spencer Chaplin, Jr.*)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

黒澤明事件

- 黒澤監督は、少なくとも映画の著作者の1人であるとした。
- 映画会社が、著作権を承継取得した。
- 監督黒澤明、演出黒澤明はいずれも著作権者の実名の表示とされた。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ローマの休日事件

- ローマの休日は昭和28年に公表された。
- 保護期間の終期は平成15年末日
- 平成15年に映画の保護期間が70年に延長されたが、平成16年1月1日の施行の際に消滅した映画の著作権は消滅したままとされた。
- 債権者は、平成15年12月31日午後12時と、平成16年1月1日零時は同時なので消滅していないと主張したが認められなかった。

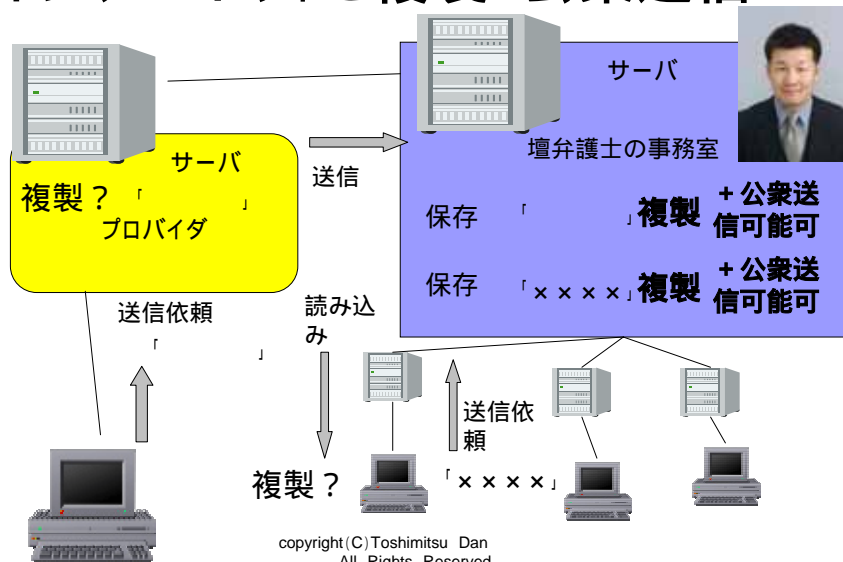
copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

どんな権利が保護されるの？

- 著作財産権
 - 複製、上演、演奏、公衆送信権,etc
- 著作人格権
 - 公表権、氏名表示権、同一性保持権
- 著作隣接権
 - 実演家の権利、レコード制作者の権利、放送事業者の権利、etc

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

インターネットと複製・公衆送信



ファイル共有って公衆送信権侵害?

- 1対1の通信ではないのかという主張
- 裁判所は、ファイルログ事件で、公衆送信権侵害を認めた。

どの程度の利用が著作権侵害？

- 当該著作物の創作性に依拠しているものか
- 当該著作物に類似しているか

- この点に関する判例は多数。しかし、専門的なので飛ばします。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

銀河鉄道999事件

- 「夢は時間を裏切らない 時間も夢を決して裏切らない」は「時間は夢を裏切らない 夢も時間を裏切ってはならない」を侵害しているのか？
- この短いフレーズは著作物か？依拠しているのか？類似しているのか？
- それを言うなら「銀河鉄道」は著作物か？
- 今後の動向に注目！

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

同一性保持権とは？

- 著作物の題号や内容について他人が勝手に改変することを禁止する権利
- コンピュータの利用に伴う改変は認められている。

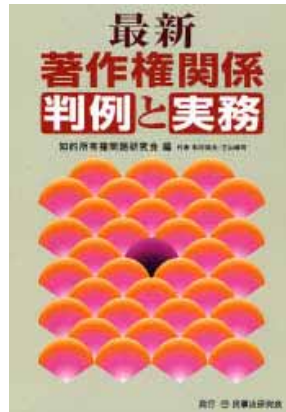
copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ゲームの内容は変えていいのか？

- ときめきメモリアル事件
 - 本来であればあり得ない数値が記憶されたメモリーカードの使用は同一性侵害とされた
- 三国志事件
 - 武将データについて本来登録できない100を超える数値を設定することは、同一性保持権侵害ではない
- DEAD OR ALIVE2事件
 - 通常選択できない、衣服を着けていないキャラクターを使用することは同一性保持権侵害とされた
- ネオジオゲーム事件
 - 通常ではあり得ない速度の連射機能を付加したコントローラーは同一性保持権侵害ではない

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

このあたりに興味を持った人は



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

おふくろさん事件

- 曲の変更は一切無い。
- 歌詞と語りの部分は明確に区別可能
- 語りの部分を加えた場合歌詞の改変になるか。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権侵害したらどうなるの？

- 損害賠償 損害賠償額の推定規定がある。
- 差止
- みなし侵害規定がある。
- 刑事罰
 - 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
 - 10年以下の懲役は特許法違反より重い。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権でない コピーし放題

- 読売オンライン事件(知財高判平成17年10月6日)
- 著作物性を否定しつつも 営利性、反復継続性、作成されて間もなく、特段の労力を要することないこと、自分のサイト以外に他のサイトにも表示させている。YOLの見出しに関する業務と競合する面がある。という理由で不法行為を認めた。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権の間接侵害

- 特許権については、限定的に間接的に特許権侵害に関与した者を特許権侵害とする規定。
- 著作権については、間接侵害の規定がない。本来であれば間接侵害は、直接侵害と同視できる場合にのみ認められるはず。
しかし、現在の裁判では、特許権より間接侵害を広く認定しているのではないか？(逆転現象)

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

クラブキャッツアイ事件(最判昭和63年3月15日音楽著作権侵害差止等請求事件)

- クラブキャッツアイ事件この事案はカラオケ伴奏による客の歌唱について、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権(著作権法22条)侵害による不法行為責任を問われた。
- 間接侵害者である経営者について、(著作権の)間接侵害者による勧誘、間接侵害者による侵害行為の場の提供、間接侵害者の侵害行為に対する管理、利益を上げるために積極的に利用する意思、の要件を課した上で、**間接侵害者を侵害行為の主体と認定して**、不法行為責任を認めている。
本来であれば、不法行為責任である以上、主観的には過失、客観的には因果関係で足りるはずである。
しかしながら、最高裁は、直接侵害者の行為と同視できる場合にのみ責任を認めている。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ナイトパブG7事件(最判平成13年3月2日 著作権侵害差止等請求事件)

- 著作権侵害行為(演奏権ないし上映権の侵害)を行ったカラオケ店にカラオケ装置を納入していたリース業者に対し、当該リース行為が共同不法行為に該当するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を請求した事案。
- 最高裁は、カラオケ装置が侵害に用いられる危険性、被害法益の重大性、営利性、侵害の蓄然性に対する予見可能性、結果回避可能性を理由に、「著作物使用許諾契約を締結し又はその申込みを行ったことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負う」と判示したうえで、この注意義務に違反したことにより損害が発生したものであるとして、リース業者の損害賠償責任を肯定した。
最高裁は、クラブキャッツアイ事件を引用して、さらに条理上の注意義務を必要としたのである。
特定の関与により作為義務の要件を限定している。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ファイルローグ事件

- 日本MMO(有限会社日本エム・エム・オー)が開発・公開していたP2Pソフト(ファイル共有ソフト)「ファイルローグ」が、市販の音楽CDからの違法コピーにより著作権を侵害しているとして訴えられた事件。
- 行為の内容・性質、送信可能化状態に対する管理支配の程度、受ける利益によっては、著作権侵害の主体となると判断した。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権侵害と刑法

- 民事上は直接の侵害者と同視できる場合しか責任を負わない。
- 民事で責任を負わないのに、幫助として処罰する必要はない。
- しかし、幫助というのは間接的に関与した者を広く含むのでは？

刑事法と民事法の逆転現象

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny事件

- ファイル共有ソフトの開発者が著作権侵害の幫助に問われた事件～詳細は省略
- 最先端の技術に関する事件に対する、前近代的な捜査手法
- 裁判所の技術的な知識不足。
- 刑事事件における技術立証の困難さ。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny事件で認定された事実

Winnyの技術について、センターサーバを必要としないP2P技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものであり、技術それ自体は価値中立的である。

Winnyには無視フィルタ機構が備わっており、ダウンロード側で設定することで一定のファイルを除外することができる。

被告人はWinnyを公開するにあたり「これらのソフトにより合法的なファイルのやりとりをしないようお願いいたします」などの注意書き付記していた。

被告人にはWinnyによって著作権侵害がインターネット上にまん延することを積極的に企図していたとまでは認められない。

被告人は、Winnyの開発・公開は技術的検証が目的であり、Winny2についても大規模BBSの実現を目指した意図もある。

被告人は、Winnyの利用により新しいビジネスモデルが生まれることも期待していた。

これは犯罪なのか？

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny事件地裁判決での幫助成立の理由

- 本件では、
- インターネット上においてWinny等のファイル共有ソフトを利用してやりとりがなされるファイルのうちかなりの部分が著作権の対象となるもので、
- Winnyを含むファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、
- Winnyが社会においても著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされ、
- 効率も良く便利な機能が備わっていたこともあって広く利用されていたという現実の利用状況の下、
- 被告人は、そのようなファイル共有ソフト、とりわけWinnyの現実の利用状況等を認識し、
- 新しいビジネスモデルが生まれることも期待して、
- Winnyが上記のような態様で利用されることを認容しながら、Winny2の各バージョンをホームページ上に公開し、不特定多数の者が入手できるようにしたことが認められ、
- これによって正犯とされる人物がWinnyが匿名性に優れたファイル共有ソフトであると認識したことを一つの契機としつつ、公衆送信権侵害の各実行行為に及んだことが認められる。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny法理

不特定多数に悪用されている。
社会的に問題があるとされている。
それを認識・認容して技術提供。
であれば、どんなに注意書きをしても、正犯と面識無くても幫助である。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winny事件の結論

- Winnyに匿名性があるから有罪とか、金子氏に著作権侵害蔓延の意図があるから有罪という意見が多いがすべて誤りである。
 - しかし、技術者ほど、意図に問題があったと信じたいみたいである。
- Winny法理は、悪用者が多かったり、社会が悪といえれば中立的な技術であっても、応用可能な技術であっても犯罪者になることを真っ正面から認めた判決である。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

こんなこと考えてませんか

- Winny程の技術ならビジネスに使える、新しいインフラができるのではないかな？
- 新しい流通をコンテンツホルダも望んでいるのではないかな？
- 日本にもグーグルみたいに元気の良い会社があっても良いんじゃないかな？

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Winnyの技術を発展させて、 ビジネスにしてみました。



The screenshot shows a website for 'ROCK ONE DROP' with a dark blue background. On the left, there is a video player showing the band RIZE performing. The right side of the page features a navigation menu with 'TOP', 'VIDEO', 'MOBILE', 'RELEASE', and '洋楽'. Below the menu, there are links for '邦楽アーティストリスト' and '洋楽アーティストリスト'. A prominent yellow banner advertises 'SkeedReceiver' for download. Below that, there is a section for 'ROCK ONE DROP GIRLS BAND 特集' (Special Collection) with a pink and white graphic. At the bottom, there are smaller sections for 'RIZE / ALTERNA' and 'NICOTINE / PROBABLY THE BEST'.

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

その会社は、ドリームボート
<http://www.dreamboat.co.jp/>



copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ただいま技術者大募集

【システムエンジニア/プログラマー】

- 仕事内容の詳細：
 - ・ P2Pコアエンジンの開発
 - ・ WINDOWS MEDIA DRMをはじめとした、DRM技術強化
 - ・ サービスに付随するWEBアプリケーション開発全般
 - 求めるスキル：
 - ・ Java/C/C++のいずれかのスキルのある方
 - ・ 開発実績2年以上の方
 - ・ ネットワーク技術 (TCP/IP/ソケット/HTTP/ルーター/DNS等) への知識を有している方
- ※ P2PやDRMなど実務経験がなくても大丈夫です。
- 歓迎する経験
 - ・ DBアプリケーションの開発経験者
 - ・ P2P関連の開発経験者
 - ・ セキュリティ関連の開発経験者

TEL: 03-5721-7388

MAIL: info@dreamboat.co.jp

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

困ったことはありませんか？

- 自分が作ったソフトの権利ってどうなるの？
- これって公開したら警察につかまるの？
- 会社の待遇に不満があるんだけど。
- プログラマの友達欲しいよね。
- 弁護士の知り合いも欲しいね。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

そんなあなたに <http://lse.or.jp/>



NPO法人 ソフトウェア技術者連盟

FrontPage

メニュー

- FrontPage
- NPO法人設立経緯
- 活動
- サービス
- 入会のご案内
- 支援のお願い
- 経費
- お問い合わせ
- 個人情報保護方針

お知らせ

平成18年12月13日 京都地方裁判所の判決に関する声明文

ソフトウェア技術者連盟

「ソフトウェア技術者として誇りを持つ」とう
そのために私たちに何ができますか？

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

興味を持った人は壇弁護士の事務室 <http://danblog.cocolog-nifty.com/>

壇弁護士の事務室
サイバー法についてのページです。

金子氏 25回公判
Sun Wed Thu Wed Thu Fri Sat
1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30 31

第25回公判
9月4日は第25回公判であった。
弁護士会が認められたのである。
弁護士の主張は、多岐にわたっているが、要するに「盗れた技術を販売した者は、盗れた技術を使用した者の権利とされなければならないのか」という一環だけである。
金子氏がコンテナビジネスの営業を金でして著作権侵害を悪質さよと意図などという事実は、警察が立件するために作ったストーリーにすぎない。
最終的にこのページ+資料7ページを3時間程度で読み上げるといふのは、無理な話であった。たいぶん楽だったが、それでも足り足りであった。タイムキーパーがい

copyright(C) Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

みんなで考えよう 著作権法